

（別記）

情報セキュリティに関する特記事項

（1） 佐世保市情報セキュリティポリシーの主旨の遵守

受注者は、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは受注者自らが作成した相手方固有の工事上の情報（以下、「工事情報」という。）の適正な管理を図り必要な措置を講じることにより、故意又は過失による事件や事故等の未然防止に努めなければならない。

（2） 工事情報の管理体制

工事情報の管理に関して、受注者の組織内において、情報管理組織を設置し、施工上最低限必要な範囲の関係者以外の者による利用を制限しなければならない。

（3） 工事情報取扱場所（受注者の事業所等を含む）

受注者は、工事情報を取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を明確にしなければならない。

（4） 工事情報の管理方法

受注者は、工事情報の保管にあたっては、その保管場所ならびに作業場所を定めるとともに外部からの立入を防ぐ措置を講じなければならない。

（5） 工事情報の持ち出しの禁止

受注者は、工事情報を保管場所及び作業場所から持ち出してはならない。ただし、前項で定めた作業場所以外で作業を行う必要がある場合は、該当する利用者及び作業場所の特定と利用するモバイルコンピュータ端末に実施しているセキュリティ対策を講じなければならない。

（6） 技術情報セキュリティ対策

受注者は、本契約の履行のために利用するネットワーク、構成機器（端末機及びサーバを含む）、ソフトウェア等に対し、不正アクセスや情報漏洩等を防ぐための管理及び措置を講じなければならない。

（7） コンピュータウィルス対策について

受注者は、本契約の履行のために利用する端末機等に対し、コンピュータウィルス対策を講じなければならない。

（8） 電子媒体の持ち込みについて

本契約の履行報告等のために電子媒体を持ち込み利用、又は佐世保市に提供する場合は、当該電子情報等の内容、使用目的、入手先等を明確にしたうえで、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を受け、電子媒体を利用又は佐世保市に提供しなければならない。なお、持ち込む電子媒体は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

（9） 持ち込んだ電子媒体等への電子データの保存について

持ち込んだ電子媒体等に本市が所有する電子データを本契約の履行のために保存する、又は保存し持ち出す必要がある場合は、当該電子データの内容、使用目的、管理方法等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を受け、当該職員の立会いのもとに作業を行わなければならない。

以 上